

埼玉県国際政策推進会議設置要綱

平成	7年	11月	29日	決裁
平成	9年	4月	1日	一部改正
平成	10年	4月	1日	一部改正
平成	12年	4月	1日	一部改正
平成	13年	6月	13日	一部改正
平成	14年	4月	1日	一部改正
平成	15年	4月	1日	一部改正
平成	17年	4月	1日	一部改正
平成	18年	4月	1日	一部改正
平成	19年	4月	1日	一部改正
平成	20年	4月	1日	一部改正
平成	21年	4月	1日	一部改正
平成	22年	4月	1日	一部改正
平成	23年	4月	1日	一部改正
令和	元年	9月	17日	一部改正
令和	3年	4月	1日	一部改正

(設置)

第1条 埼玉県の国際政策を総合的かつ効果的に推進するため、埼玉県国際政策推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 国際政策の企画及び調整に関すること
- (2) 国際政策の推進に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 推進会議は、議長、副議長及び委員をもって組織する。

- 2 議長は、県民生活部県民共生局長の職にある者をもって充てる。
- 3 副議長は、県民生活部国際課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表の職にある者をもって充てる。

(招集等)

第4条 推進会議は、議長が招集し、主宰する。

- 2 副議長は議長を補佐し、議長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 議長は、必要があると認めるときは、審議事項に関係のある者の出席を求めることができる。
- 4 推進会議は、必要に応じて庁内LANによる電子会議として開催することができる。

(部会)

第5条 推進会議で所掌する事務に関する特定の事項を審議するため、推進会議に部会を設置する。

- 2 設置する部会及び所掌する事務は、次のとおりとする。

(1) 国際戦略部会

埼玉県の国際戦略に関する施策に関して議長から指示された事項に関すること。

(2) 多文化共生部会

埼玉県が多文化共生施策に関して議長から指示された事項に関すること。

3 その他部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(庶務)

第6条 推進会議の庶務は、県民生活部国際課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成7年12月1日から施行する。

2 国際化推進連絡会議設置要綱(昭和58年6月6日決裁)及び外国人が暮らしやすい環境づくり会議設置要綱(平成4年6月25日決裁)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月17日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

埼玉県国際政策推進会議委員

秘書課長

企画財政部企画総務課長

総務部人事課長

県民生活部県民広聴課長

危機管理防災部危機管理課長

環境部環境政策課長

福祉部福祉政策課長

保健医療部保健医療政策課長

産業労働部産業労働政策課長

農林部農業政策課長

県土整備部県土整備政策課長

都市整備部都市整備政策課長

会計管理者出納総務課長

企業局総務課長

下水道局下水道管理課長

議会事務局総務課長

監査事務局副事務局長兼監査第一課長

人事委員会事務局副事務局長兼総務給与課長

労働委員会事務局副事務局長兼審査調整課長

教育局教育総務部総務課長

警察本部刑事部国際捜査課長